ロ　第三十九条の十四の三第十四項第一号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社（法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）」と、同項第二号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十六条の六第一項各号」と、同項第三号から第五号までの規定中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあり、及び「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における当該部分対象外国関係会社に係る同項各号に掲げる者

ハ　当該部分対象外国関係会社（第三十九条の十四の三第八項に規定する統括会社に該当するものに限る。）に係る同条第六項に規定する被統括会社

三　法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社が当該部分対象外国関係会社に係る関連者等である外国法人（前号（イからハまでを除く。）に規定する部分対象外国関係会社及び同条第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社に限る。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額

第三十九条の十七の二第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第六十六条の六第四項第四号」を「第六十六条の六第六項第四号」に、「株式等」を「有価証券」に、「第五項に規定する移動平均法に準じて」を「移動平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、銘柄を同じくする有価証券（以下第十一項までにおいて「同一銘柄有価証券」という。）の取得をする都度その同一銘柄有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘柄有価証券の取得価額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に改め、「（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十六条の六第四項の」を「第六十六条の六第六項の」に、「株式等」を「有価証券」に、「第六項に規定する総平均法に準じて」を「総平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に、「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第六項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　前二項に規定する同一銘柄有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、有価証券の種類ごとに選定するものとする。

12　法第六十六条の六第六項の内国法人は、その有価証券につき選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

第三十九条の十七の二第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　法第六十六条の六第六項第六号に規定する政令で定める取引は、外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益を得ることを目的とする投機的な取引とする。

14　次に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（法第六十六条の六第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）は、法第六十六条の六第六項第七号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額に含まれるものとする。

一　所得税法第二条第十二号の二に規定する投資信託の収益の分配の額の合計額から当該収益の分配の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

二　法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券に相当する有価証券（以下この号において「売買目的有価証券相当有価証券」という。）に係る評価益（当該売買目的有価証券相当有価証券の時価評価金額（同項第一号に規定する時価評価金額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）が当該売買目的有価証券相当有価証券の期末帳簿価額（同条第二項に規定する期末帳簿価額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該売買目的有価証券相当有価証券の期末帳簿価額が当該売買目的有価証券相当有価証券の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）

三　法人税法第六十一条の二第二十項に規定する有価証券の空売りに相当する取引に係るみなし決済損益額（同法第六十一条の四第一項に規定するみなし決済損益額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）

四　法人税法第六十一条の二第二十一項に規定する信用取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

五　法人税法第六十一条の二第二十一項に規定する発行日取引に相当する取引に係るみなし決済損益額

六　法人税法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の引受けに相当する取引に係るみなし決済損益額

第三十九条の十七の二第二十項及び第二十一項を削り、同条第十九項中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「固定資産」に、「船舶等」を「無形資産等」に、「第十六項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第六十六条の六第四項の」を「第六十六条の六第六項の」に、「前二項」を「第十七項及び前項」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等又は船舶等」を「固定資産又は無形資産等」に、「第六十六条の六第四項第六号又は第七号」を「第六十六条の六第六項第八号又は第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を削り、同条第十六項中「第六十六条の六第四項第六号」を「第六十六条の六第六項第九号」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に、「第十八項及び第十九項」を「次項及び第二十一項」に改め、「（次項において「償却限度額」という。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六十六条の六第四項第六号」を「第六十六条の六第六項第九号」に、「特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「無形資産等」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に、「対価」を「相当の対価」に、「法第六十六条の六第三項に規定する特定事業」を「株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け」に改め、同項第三号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に、「対価」を「相当の対価」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の三項を加える。

15　法第六十六条の六第六項第八号に規定する政令で定める固定資産は、固定資産のうち無形資産等に該当するものとする。

16　法第六十六条の六第六項第八号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　部分対象外国関係会社の役員又は使用人がその本店所在地国において固定資産（無形資産等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

二　部分対象外国関係会社の当該事業年度における固定資産の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支払額の合計額の当該部分対象外国関係会社の当該事業年度における固定資産の貸付けに係る業務に従事する役員及び使用人に係る人件費の額の合計額に対する割合が百分の三十を超えていないこと。